

令和 2 年 3 月 3 日

小学校の保護者の皆様へ

西尾市教育委員会

臨時休校期間中の児童の受入れ（自主登校教室）について

西尾市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う臨時休校期間中、子供の預け先が確保できない保護者の皆さんに対しては、児童クラブの利用を案内していますが、現状では児童クラブによる受入れが可能です。また、臨時休校期間中（3/2～3/24）の午後 3 時 30 分までの児童クラブ利用料の保護者負担についても求めないこととします。西尾市では、こうした状況を踏まえて、児童の受入先として当面、児童クラブによる対応を継続します。

したがって、教育委員会では、愛知県知事が要請した「自主登校教室」については、当面設置しないこととしました。

なお、今後、児童クラブが施設の・人間的にも受入れが厳しい状況となった場合は、該当の小学校に「自主登校教室」を設置することを検討していきます。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

担当 西尾市教育委員会 学校教育課
電話 0563-56-2111（代表）